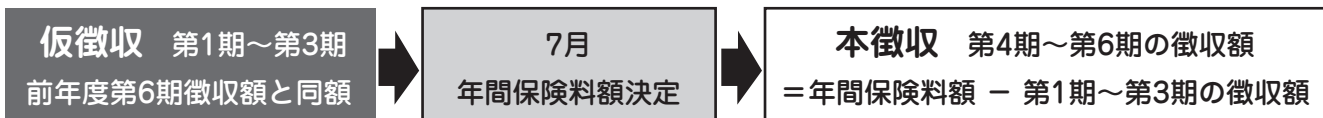


- ◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



- ◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。
口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。
なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

- 申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額等が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。
（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更）

- 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）…383万円未満
※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満
- 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

平成26年6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次個別送付します

- 目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
- 対象者 平成26年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方。ただし、下記に該当する方は対象外とします。
・海外在住中の方・介護老人福祉施設入所者・介護老人保健施設入所者
・障がい者支援施設入所者・長期入院者
※上記の方で受診期間内に在宅へ帰られた方は、受診券を発行いたしますので役場保険福祉課までご連絡ください。
- 送付 スケジュール
4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる方 ⇒ 8月下旬発送
8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送
- 受診期間 平成26年7月から平成26年11月末までの間
- 受診場所 三重県内病院・診療所など（詳細は、個別送付内医療機関一覧表を参考にしてください）
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円